

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和6年7月26日（令和6年（行情）諮問第829号）

答申日：令和6年11月29日（令和6年度（行情）答申第673号）

事件名：特定の不開示決定において特定の判断に至る経緯等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日A付け特定文書番号による行政文書不開示決定における「近畿地方整備局の職員に該当する者はなく」との判断に至る経緯や手法が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月3日付け国近整総情第4126号により近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示を求める。

保有しているため。

請求日の訂正を求める。

請求日は3月8日ではなく、5日付けである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、法4条1項に基づき、令和6年3月5日付けで、処分庁に対して本件対象文書の開示を求めたものである。

処分庁は、令和6年4月3日付け国近整総情第4126号において、本件対象文書を不開示とする決定（原処分）をした。

審査請求人は、令和6年4月30日付けで、国土交通大臣に対し、原処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

（略：上記第2の2に同じ。）

3 原処分に対する諮問庁の考え方

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めたものである。

これに対し、処分庁は、原処分により、請求に係る文書を保有していないため、不存在として、不開示とする決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、上記2記載のとおり原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(2) 原処分の妥当性について

ア 本件開示請求に係る行政文書開示請求書を確認したところ、本件対象文書は、特定日A付け特定文書番号による処分（以下「別件処分」という。）の判断に至る経緯や手法を尋ねる文書と解される。別件処分は、特定日B特定時刻頃に庁舎敷地外へと外出し、勤務時間中に喫煙していた（添付写真参照）特定庁舎に勤務する職員が事後に申請した当該時間帯の休暇取得に係る文書」を求めたものであり、処分庁は行政文書不開示決定通知書において、近畿地方整備局の職員に該当する者はなく、請求のあった文書に該当する行政文書は不存在である旨を理由に不開示としたものである。

イ 処分庁に対し改めて別件処分に係る対応について確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

(ア) 近畿地方整備局の情報公開業務の取りまとめ部署である総務部総務課において、添付写真を含めた開示請求書の内容だけでは氏名や所属組織が示されていないことから、この人物が職員であるとは特定できなかった。

(イ) そこで、近畿地方整備局に所属する職員の管理を行う総務部人事課に開示請求書添付の写真の人物の確認を依頼したところ、同課職員が添付の写真を持参し、近畿地方整備局の各部筆頭課職員に口頭で確認依頼をしたが、写真の人物はどの課にも在籍していなかった。

(ウ) したがって、写真の人物は近畿地方整備局に所属する職員に該当するものではないと判断したところである。

ウ 本件審査請求を受け、近畿地方整備局の担当部署の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

エ 以上のことから、処分庁において、本件対象文書は作成・取得しておらず不存在であり不開示とした決定については、妥当である。

オ なお、審査請求人の主張する本件開示請求の日付と受付日の違いについて処分庁に確認したところ、本件開示請求書は令和6年3月5日にオンライン申請により処分庁に到達したが、処分庁で初動の対応を協議している間、受付印の押印を失念していたとのことであった。本来であれば、業務時間内の到着であれば、当該業務実施日の日付で行

うべきと弁明したところである。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年7月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月24日 審議
- ④ 同年11月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 理由説明書（上記第3の3（2））において述べたとおり、近畿地方整備局の情報公開業務の取りまとめ部署である総務部総務課では、別件処分（特定日A付け特定文書番号による処分）の行政文書開示請求書には個人が識別可能な写真が添付されているものの、氏名や所属部署が示されていないことから、この人物が職員であるとは特定できなかった。

そこで、近畿地方整備局に所属する職員の管理を行う総務部人事課に当該開示請求書添付の写真の人物の確認を依頼したところ、同課職員が添付の写真を持参し、同局の各部筆頭課職員に口頭で確認依頼をしたが、写真の人物はどの課にも在籍していなかったため、写真の人物について同局に所属する職員に該当する者はいないと判断し、局内における決裁手続を経て、別件処分を行うこととしたものである。

イ 審査請求人が開示を求める、別件処分の判断に至る経緯や手法については、上記アのとおりであり、処分を行う上で、当該処分の最終決

裁者には、上記アの説明を口頭で行い、承認を得て処分を行っており、審査請求人が開示を求める、別件処分の判断に至る経緯や手法が分かる文書については、当該説明に当たって作成しておらず、また、上記アで説明したとおり、関係部署への確認は口頭で行われており、当該結果を文書に取りまとめ、あるいは決裁に先立つ、意思決定のための説明文書を作成するといったことも行っていなかった。

以上の状況から、近畿地方整備局では、本件対象文書を保有していないのが実態である。

ウ 念のため、近畿地方整備局の執務室内、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等を探索したが、本件対象文書に該当するものの保有は確認できなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

当審査会において、諮問庁から別件処分に係る決裁文書の提示を受けて確認したところ、審査請求人が開示を求める、別件処分の判断に至る経緯や手法の記載は認められず、当該決裁文書に係る上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。その他、本件対象文書を保有していないとする説明を覆すに足る事情も認められず、また、その探索の範囲も不十分とはいえない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

審査請求人は、本件開示請求の請求日は令和6年3月8日ではなく、同月5日付けである旨主張するところ、本件開示請求書が同月5日にオンライン申請により処分庁に到達していることを踏まえれば、本来、本件開示請求は同月5日付けで受付を行うべきであったと認められることから、処分庁においては、今後、開示請求に係る事務の適切な遂行が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、近畿地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲